

5

公共施設等マネジメントの推進体制

5-1 全庁的な取組体制の構築及び情報の管理・共有

1) 取組体制

- ・効果的かつ効率的な管理を実施していくため、庁内等の調整や財政部局との連携を図る公共施設等マネジメントの担当部署を中心に、全庁的な取り組み体制を構築します。
- ・マネジメント担当は、横断的な組織として各部局の調整や、公共施設等マネジメントの推進に取り組み、計画の改定や目標の見直しなどを行っていきます。
- ・個別施設計画*の策定については、各施設の所管部門が担当し、本計画に基づき、マネジメント担当と連携しながら策定します。また、既に長寿命化計画を策定しているものについては、当該計画をもって個別施設計画の策定に替えます。
- ・市民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

2) 情報の管理・共有

- ・公共施設等マネジメントに関する情報を収集し、整理して活用していく体制を構築します。
- ・組織内の各部門に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し、一元化して管理します。
- ・収集された情報は、修繕履歴や建替え・新設などに関する情報を更新してデータベースとして活用するものとします。
- ・将来的にデータベースは全庁で共有し、施設を評価するためのシステムや固定資産台帳などとの連携について検討するなど、効率的な情報管理と運営に努めます。また、施設の運営管理を円滑に進めるために、関連する情報の整理と標準化した施設管理マニュアルの整備を図ります。

(情報の管理・共有に向けた今後の取組)

- ①データ・情報の所在と種類の明確化
- ②情報収集の方法の検討
- ③情報の扱い方(利用方法・管理方法)の明確化
- ④情報の利用・管理のためのツールの活用
- ⑤情報の適切な保管・管理と定期的な更新
- ⑥データベースの定期的なメンテナンスの実施 など

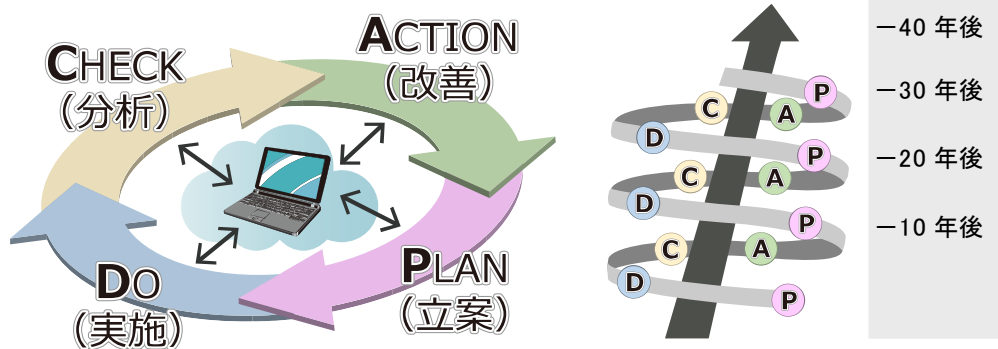
3) 職員研修の実施

- ・ 全庁的な公共施設等マネジメントを推進するため、職員一人一人が公共施設等マネジメントの意義を理解し、市民サービスの向上のために共通意識を持って取り組みます。
- ・ 研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上を図ります。
- ・ 特定部門においては、建物診断等の建築技術について、自己啓発や専門の研修機関での研修などを通じたスキルアップを図ります。

5-2 フォローアップの実施方針

1) PDCAサイクル*によるフォローアップ

将来、施設利用者ニーズの多様化や施設に求める機能の変化など、公共施設を取り巻く状況が変化する中において、長期的な保全管理運用を行うためには、個別施設の機能・サービス提供の持続的な確保が必要であり、その実現のために本計画のフォローアップを、以下に示すPDCAサイクルの手順で実施します。



【立案】 (PLAN)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位計画や関連計画を踏まえた総合管理計画の策定 ・ 対象施設の情報（点検状況、仕様、図面・数量など）を収集し、一元化（保全システムの構築）の実施
【実施】 (DO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合管理計画に基づき、個別具体の取組 ・ 点検と診断の実施（施設の劣化度の把握） ・ 実施結果の蓄積（データベース化）などによる情報管理
【分析】 (CHECK)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検と診断結果に対する定期的な評価検証 ・ 問題点、課題の洗い出し、改善方策などの立案 ・ 施設カルテなどの管理データへの評価結果の反映（更新）
【改善】 (ACTION)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析結果に基づき、方針、体制、保全技術などを整理後、次期の保全計画の見直し ・ 分析結果（施設機能の低下、利用者の減少）に基づき、保全費用の削減や機能の更新

2) 議会や住民との情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、議会や市民と行政が、市有施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来あるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に公表します。

また、本計画の推進にあたっては、実際に市民が利用する施設の規模の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、市民からの意見聴取や市民への説明を丁寧に行い、相互理解・合意形成を図っていきます。